

## 香港における輸出入ライセンス

### 1、輸入ライセンス

以下の品目は仕出地に関係なく、すべてライセンス、許可証、またはライセンスおよび許可証の両方を要する。

#### 輸入ライセンス

- (1) 動植物（生きている動物、植物・病害虫・土、絶滅の危機に瀕した動植物、動物の死骸・製品など）
- (2) 特定化学物質（※1別紙参照）
- (3) 危険な薬物（覚せい剤、催眠・鎮静薬および精神安定剤、アヘン、モルヒネ、ヘロイン、大麻、コカインやアンフェタミンなど）
- (4) 物品税の課税対象品目（リキュール、煙草、炭化水素油、メチルアルコール）
- (5) 爆発物（火薬、LPG・ドライアイス・ガソリンなどガス化する個体や液体、ナトリウム・マグネシウム・リン・ウランなど一部の元素）
- (6) 銃器・弾薬（ピストル、2ジュールを超える銃口威力を持つエアライフルとエアガン、スタンガン、有毒性の液体、ガス、粉末を含むエアゾール(犬用忌避剤、銻、水中銃、6キログラムを超える重量のクロスボウを含む)）
- (7) 食品（肉、家禽、牛乳や乳飲料、冷凍食品、着色料、メタル、人工甘味料、アフラトキシン、エルカ酸等を使用禁止物質、防腐剤、抗酸化物質が含まれた食品など）
- (8) 伝染性の物質（死骸、遺骨、生きている害虫、生きている細菌・病原菌など）
- (9) 車両
- (10) 光ディスクのマスター・コピー装置
- (11) オゾン層破壊物質（※2別紙参照）
- (12) 漢方薬・漢方製剤（注1）（※3別紙参照）
- (13) 農薬
- (14) 薬剤・医薬品（タブレットやカプセルなど、薬の錠剤の形をした医薬品 医療効果を記載している医薬品 製剤原料（抗生物質、痛み止め、ビタミン剤、魚肝油など））（注1）
- (15) 規定された品目（車両、自動車部品、111.9キロワット（150馬力）を超える船外機）（注2）
- (16) 放射線物質およびその照射装置
- (17) 無線通信装置
- (18) コメ、冷凍・冷蔵肉および家禽（15キログラムを超えない個人消費または贈答用のコメの持ち込みについてはライセンス不要）
- (19) 野鳥、野獣などの野生動物の肉・卵
- (20) 砂粒
- (21) 無煙タバコ製品
- (22) 戦略物資（高性能コンピューター、精密通信システム、高精度工作機械、弾薬など戦略物資になり得るもの）

- (23) ダイヤモンド原石
- (24) 廃棄物（紙くず、繊維くず、金属、プラスチック、医療廃棄物、モニター、テレビのブラウン管、使用済み電池など、リサイクル目的の廃棄物を除く）
- (25) 有毒化学品（農薬、特定化学物質以外の有毒化学品。<sup>\*4</sup>別紙参照）
- (26) 武器
- (27) マジェランアイナメ（注3）
- (28) 水銀（注4）
- (29) 代替喫煙品

（注1）個人で使用する量の持ち込みはライセンス不要。

（注2）車両、自動車部品および111.9キロワット（150馬力）を超える船外機を、250トン未満の船舶によって香港水域内で運搬する場合、輸送ライセンス（carriage license）が必要となる。

（注3）15キログラム以下の個人荷物による（個人的な）食用目的または贈答目的での持ち込みはライセンス不要。

（注4）なお、水銀を含む製品（例：非デジタル式温度計、1ppmを超える水銀が含まれる化粧品）は輸入が禁止されている。

繊維製品の輸出入に関しては、2014年11月21日よりライセンス規制が緩和され、事実上規制対象から外されたが、市場状況に応じてライセンスの再度導入もありうるとし、繊維貿易業者登録スキーム（Textiles Trader Registration Scheme）への自主加入が推奨されている（年会費は61香港ドル）。

[Textiles Trader Registration Scheme](#)

“輸入管理物資”について輸出入条例、備蓄物資条例、オゾン層保護条例の下で輸入ライセンスの発行を受けた者は、輸入後7日以内に輸入ライセンスを輸入に使用した船舶、航空機、もしくは車両の持ち主へ提示しなければならない。有効な輸入ライセンスの代用として通知（notification）が使われた場合は、その通知を輸入時に同様の形で提出する。

詳細は、工業貿易署（Trade and Industry Department）ウェブサイト内の「[GUIDE TO IMPORT AND EXPORT LICENSING REQUIREMENTS](#)」を参照。

## 2、輸出ライセンス

以下の品目は仕向地に関係なくライセンス、許可証、またはライセンスおよび許可証の両方を要する。

- (1) 絶滅の恐れのある動植物
- (2) 特定化学物質（<sup>\*1</sup>別紙参照）
- (3) 危険な薬物（覚せい剤、催眠・鎮静薬および精神安定剤、アヘン、モルヒネ、ヘロイン、大麻、コカインやアンフェタミンなど）
- (4) 物品税の課税対象品目：（リキュール、煙草、炭化水素油、メチルアルコール）

- (5) 爆発物（火薬、LPG、ドライアイス、ガソリン、ナトリウム、マグネシウム、リン、ウランなど一部の元素）
- (6) 銃器・弾薬（ピストル、2ジュールを超える銃口威力を持つエアライフルとエアガン、スタンガン、有毒性の液体、ガス、粉末を含むエアゾール（犬用忌避剤、銚、水中銃、6キログラムを超える重量のクロスボウを含む））
- (7) 光ディスクのマスター・コピー装置
- (8) オゾン層破壊物質（※<sup>2</sup>別紙参照）
- (9) 農薬
- (10) 薬剤・医薬品（タブレットやカプセルなど、薬の錠剤の形をした医薬品、医療効果を記載している医薬品、製剤原料（抗生物質、痛み止め、ビタミン剤、魚肝油など））（注3）
- (11) 生薬及び漢方製剤（注3）（※<sup>3</sup>別紙参照）
- (12) 規定された品目（車両、自動車部品、111.9キロワット（150馬力）を超える船外機）（注4）
- (13) 無線通信装置
- (14) コメ（15キログラム以下は免除）
- (15) 砂粒
- (16) 戦略物資（高性能コンピューター、精密通信システム、高精度工作機械、弾薬など戦略物資になり得るもの）
- (17) ダイヤモンド原石
- (18) 廃棄物（紙くず、繊維くず、金属、プラスチック、医療廃棄物、モニター、テレビのブラウン管、使用済み電池など、リサイクル目的の廃棄物を除く）
- (19) 有毒化学品（農薬、特定化学物質以外の有毒化学品。※<sup>4</sup>別紙参照）
- (20) 武器
- (21) 粉ミルク
- (22) マジェランアイナメ（注7）
- (23) 水銀（注8）

（注5）個人で使用する量の持ち出しはライセンス不要

（注6）車両、自動車部品および111.9キロワット（150馬力）を超える船外機を、250トン未満の船舶によって香港水域内で運搬する場合、輸送ライセンス（carriage license）が必要となる。

（注7）15キログラム以下の個人荷物による（個人的な）食用目的または贈答目的での輸出または再輸出持ち込みはライセンス不要。

（注8）なお、水銀を含む製品（例：非デジタル式の温度計、1ppmを超える水銀が含まれる化粧品）は輸出が禁止されている。

輸出入管理物資のライセンス保有者が、その物資を携帯品として輸出入する場合、輸出入後14日以内にライセンスのコピーを工業貿易署に提出しなければならない。また、一部の品目について、個人

使用目的による少量の持込/持出はライセンスの提出が免除される。

詳細は、工業貿易署 (Trade and Industry Department) ウェブサイト内の「[GUIDE TO IMPORT AND EXPORT LICENSING REQUIREMENTS](#)」等を参照。

#### 輸出・輸入ライセンスのコピー提出先 (工業貿易署 Trade and Industry Department 関連)

管理物資	ライセンス	提出先
繊維 (香港原産品で、規制対象国向けの数量規制に該当しないもの)	Form 4 の写し (3部)	<b>Integrated Customer Service Centre, Trade and Industry Department,</b> Room 1324, 13/F, Trade and Industry Tower, 3 Concorde Road, Kowloon City, Hong Kong Tel: (852) 2398 5512
繊維 (輸入、再輸出または非規制対象国向けの輸出)	Form 7 または Form 4 の写し (3部)	
繊維	Form 8c の写し (3部)	
戦略物資	Form 3 または Form 6 の写し (3部)	<b>Trade and Industry Department, Strategic Trade Controls Branch</b> Room 1619, 16/F, Tel: (852) 2398 5575 E-mail: stc@tid.gov.hk
コメ		<b>Trade and Industry Department, Rice Control Unit</b> Room 1324, 13/F, Trade and Industry Tower, 3 Concorde Road, Kowloon City, Hong Kong Tel : 2398 5570 E-mail : <a href="mailto:enquiry@tid.gov.hk">enquiry@tid.gov.hk</a>
オゾン層破壊物質		<b>Trade and Industry Department, Rough Diamonds and Ozone Depleting Substances Licensing Unit</b> Room 1604, 16/F, Trade and Industry Tower, 3 Concorde Road, Kowloon City, Hong Kong Tel: 2398 5560
粉ミルク		<b>Trade and Industry Department, Powdered Formula Licensing Unit</b> <b>Textiles Trader Registration Office</b> Room 1324, 13/F, Trade and Industry Tower, 3 Concorde Road, Kowloon City, Hong Kong

(注9) 工業貿易署 (Trade and Industry Department) が所管していない品目については、他の政府部署に輸出・輸入ライセンスのコピーを提出する必要がある。詳細は工業貿易署 (Trade and Industry Department) ウェブサイト内の「[Licensing and Registration Schemes : Classification by Types of Goods](#)」等を参照。

### 3、輸出入ライセンスの申請と問い合わせ先

- (1) 輸出入ライセンスの提出書類（FORMS）は以下の場所で購入できる。

Trade and Industry Department,  
Collection and Form Sales Office,  
Room 1309, 13/F,  
Trade and Industry Department Tower,  
3 Concorde Road, Kowloon City, Kowloon  
Tel No: (852) 2398-5325

- (2) 輸出ライセンスに関する問合せ先は以下のとおり。

#### 輸出入ライセンスの要否と手続きに関する問い合わせ先

(a) 24時間電話ホットライン	(852) 2392-2922
(b) 戦略物資	
要否	(852) 2398-5587
ライセンス	(852) 2398-5575
(c) コメ米穀	(852) 2398-5570
(d) オゾン層破壊物質	(852) 2398-5560
(e) ダイヤモンド原石	(852) 2398-5557
(f) 粉ミルク	(852) 3403-6220